

系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用に関する要領

愛知県が決定した「系統豚のシンボルマーク及び愛称」（以下「マーク及び愛称」という。）に関する使用について、次のとおり定める。

第1 目的

愛知県の系統豚及びこれらから生産された豚肉について、多くの消費者に理解を得る取組として、愛知県が決定したマーク及び愛称の適正使用のため、この使用基準を定める。

第2 図柄等

- 1 マーク及び愛称は、別紙のとおりとする。
- 2 マーク及び愛称を、使用者がみだりに改変して使用することはできない。

第3 著作権及び使用権

- 1 マーク及び愛称の著作権は、愛知県に帰属する。
- 2 マーク及び愛称は、使用を回答された者（以下「使用権者」という。）のみが、複製、使用及び印刷することができる。
- 3 使用権者は、他人にマーク及び愛称の使用権を譲渡することはできない。
- 4 マーク及び愛称と誤認される類似マーク及びロゴを使用してはならない。

第4 使用権者の責務

マーク及び愛称が表示されたものに関する一切の責任は、マーク及び愛称の使用権者によるものとする。

第5 マーク及び愛称の使用条件

- 1 マーク及び愛称は、本県が生産した3品種の系統豚及びこれらの交雑種豚（以下、系統豚）、並びに県内の生産者が生産した系統豚の三元交配の豚肉及び豚肉製品（以下、豚肉等）を取扱う場合のみ使用できる。
- 2 マーク及び愛称は、商品に使用することができる。
- 3 マーク及び愛称は、第1項の商品のみをまとめて収容する容器箱に表示することができる。
ただし、容器箱に使用権者の氏名を明記しなければならない。
- 4 マーク及び愛称は、系統豚及び豚肉等の宣伝のために制作される広告、パンフレット、ポスター、チラシ、のぼり、陳列（販売）台等の各種媒体に使用することができる。
ただし、これらの媒体には使用権者の氏名を明記しなければならない。

第6 マーク及び愛称の使用料

マーク及び愛称は、公共的資源として系統豚及び豚肉等を広く県民等に享受していくためのものであるため、その使用料は無料とする。

第7 マーク及び愛称の表示方法

- 1 マーク及び愛称は、シールに印刷し、貼付表示することができる。

2 マーク及び愛称は、直接、使用資材に印刷表示することができる。

第8 使用申込及び回答

1 マーク及び愛称の使用を希望する者は、毎年度、別紙様式1により知事あて使用の申込をしなければならない。

2 知事は、この要領に適合すると認めたときは別紙様式2により使用に関する回答を行い、マーク及び愛称のデータのCD-ROMを貸与するとともに、愛知県のホームページに使用権者、取り扱う品目、商品、使用媒体及び使用期間を公表する。

3 マーク及び愛称の使用の回答及び使用期間中において、知事は必要に応じて使用に関する条件をつけることができるものとする。

なお、この場合に発生する損害は使用権者の責務によるものとする。

4 マーク及び愛称の使用の回答を受けた者が、この要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置を講じることができる。

第9 マーク及び愛称の適正使用

1 マーク及び愛称の使用権者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の措置を必要に応じて講ずることとする。

(1) 指導及び是正処置の請求

(2) 使用権の取消しと既使用商品・シールの回収・廃棄

(3) 公表

(4) 訴訟

2 マーク及び愛称の使用権者は、不正な使用に関する情報があれば速やかに愛知県に報告するものとする。

3 知事は適正な使用を確認するため、必要に応じて使用権者に対して資料の請求及び現地調査を実施することができる。この場合、使用権者は適切に対応しなければならない。

4 マーク及び愛称の無断使用においても前項すべてを適用する。

第10 マーク及び愛称の使用期間

使用申込書の内容に記した使用期間とする。

なお、引き続き、使用を行う場合は改めて手続きを行うものとする。

第11 マーク及び愛称の使用状況に関する報告

マーク及び愛称の使用権者は、使用期間終了1月後までに、別紙様式3により使用状況を報告するものとする。

なお、使用状況の報告に係る個人情報、愛知県において厳重に管理し、マーク及び愛称の使用状況の確認以外の目的に使用しない。

附則 この要領は、平成21年2月6日から適用する。

附則 この要領は、平成23年7月28日から適用する。

別紙

系統豚のシンボルマーク及び愛称の規格・色指定

1 シンボルマークの規格・色指定

規格・色指定は、4色印刷(図-1)、モノカラー(図-2)、単色(図-3)のいずれかを使用すること。シンボルマーク中の「愛とん」の書体は、新丸ゴPro DBとすること。

(1) 4色印刷、モノカラーの場合の色指定

4色分解はデータに対応すること

(2) 単色の場合の色指定

スミ100%、白ぬき

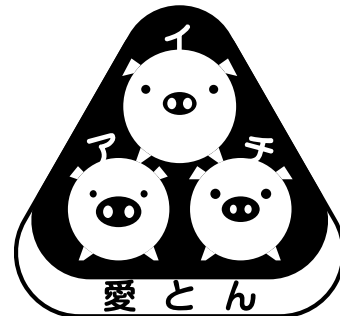
図-1



図-2



図-3



2 愛称の規格及び色指定

(1) シンボルマーク中の「愛とん」の書体は、新丸ゴPro DBとする。

(2) 愛称「愛とん」を単独で使用する場合は、以下のとおりとする。

ア 規格及び色指定はしない。

イ 表記は、「愛とん」のみを使用すること。

使用できない表記例：「アイトン」、「あいとん」、「愛豚」、「あい豚」、
「AITON」等

ウ 書体は、指定しない。

別紙様式1

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込者（使用権者）

住所

名称

代表者

印

系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用について

このことについて、「系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用に関する要領」第8の1の規定に基づき、別記のとおり使用を申込みます。

なお、使用に際して「系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用に関する要領」を遵守し、適正に取り扱いを行います。

（添付書類）

- 1 系統豚のシンボルマーク及び愛称使用申込書
- 2 使用者の名簿（使用者が複数の場合）

別記

系統豚のシンボルマーク及び愛称使用申込書

1 使用の目的

2 取り扱う品目、商品

3 媒体別の使用内容

使用媒体	使用方法	使用期間
商品		年 月 日～ 年 月 日
包装資材		年 月 日～ 年 月 日
出荷容器		年 月 日～ 年 月 日
広告		年 月 日～ 年 月 日
パンフレット		年 月 日～ 年 月 日
ポスター		年 月 日～ 年 月 日
チラシ		年 月 日～ 年 月 日
のぼり		年 月 日～ 年 月 日
陳列(販売)台		年 月 日～ 年 月 日
その他		年 月 日～ 年 月 日

4 申込責任者の連絡先

住所	〒 —	
所属・部署名		
職名・氏名		
電話・ファックス		
e-mail		

別紙様式2

番 号
年 月 日

申込者 殿

愛 知 県 知 事

系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用について（回答）

平成 年 月 日付けで申込書の提出のありました系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用について受理しますので、「系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用に関する要領」の各規定に基づき、適切に使用してください。

なお、貸与したCD-ROMについては、制作したアイテムの写真若しくは見本を添えて速やかに返却してください。

また、不正な使用に関する情報がありましたら、速やかに報告をしてください。

（注1）連絡先を明記のこと。

愛知県知事殿

申込者（使用権者）

住所

名称

代表者

印

系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用状況について

このことについて、「系統豚のシンボルマーク及び愛称の使用に関する要領」第11の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 使用による効果

品目名	商品名	使用により得られた効果

(注1) 「使用により得られた効果」欄は出来る限り生産量や販売量などの数値効果を併記してください。

(注2) 「品目名」欄が不足する場合は別紙としてください。

2 使用に関する問題、意見及びその他情報

3 連絡先

所属

部署名

職・氏名

電話番号

(ファックス・e-mail)